

北見市地域おこし協力隊（端野自治区農業部門） 募集要項

北見市は、平成18年に1市3町が合併して誕生した人口約12万人の都市で、北海道の東部に位置し、オホーツク海沿岸地域の中核都市の役割を担っています。市の総面積は北海道で最も広い面積を有し、全国で四番目の広さです。また、オホーツク海沿岸から石北峠までを結ぶ道路延長は110kmと日本一長く、オホーツク地域の商工業・サービス業の中核都市である“北見”、美しく広大な田園が広がる“端野”、国内有数のホタテの産地として有名な“常呂”、林業・林産業を中心として発展する“留辺蘂”と、海から山までそれぞれの魅力にあふれた、多彩な地域となっています。

気候は冷涼小雨、年間降水量は道内で比較的少なく、日照率も道内有数でありその恵まれた気候と広大な大地、そして豊かな森林資源を活かして農林業やソーラーエネルギーの利用など、さまざまな取り組みが行われています。

そんなオホーツクブルーの青空が広がる北見市「端野自治区」は人口約5,000人のオホーツク管内でも有数の農業地帯であり、水稻や小麦、玉葱、豆類、野菜やしそなど多彩な作物が作られています。道東有数の商業圏である北見自治区の隣に位置しスーパー・病院・学校・温泉などもあり「ほどよく田舎」で生活には困ることのない暮らしやすい地域です。

しかしながら人口減少や少子高齢化の進行に伴い地域の活力が減衰している状況です。

農業集落である「端野町豊実・北登地域」は、端野自治区内においても近年の農家戸数の減少などにより、将来的な地域農業の維持が難しい地域となっています。

そこで地域の人たちと協力して地域づくりを進め、新たな農業の担い手として「端野町豊実・北登地域」をより活性化していただくために、「北見市地域おこし協力隊」を募集いたします。

活動終了後、地域農業の担い手として定住する意欲のある方の応募をお待ちしています。



～北見市街地～



～端野自治区～

1. 採用予定人数

北見市地域おこし協力隊 1名

2. 活動地域

端野自治区（豊実・北登地域）

3. 活動の内容

農業振興と地域活性化を目指すとともに、農業で自立を目指す方を「北見市地域おこし協力隊（端野自治区農業部門）」として委嘱し、主に次のような活動を行っていただきます。

- （1）就農を目指した農業に関する知識や技術の習得
- （2）地域農業の振興に関する調査・研究
- （3）地域活動に積極的に参加し地域の活性化に資する活動
- （4）その他市イベントへの積極的な参加など

4. 応募条件

次のすべての条件を満たす方とします。

- （1）申込時点に次に掲げる地域に住所を有する方
 - ア 三大都市圏内の都市地域、政令都市に住所を有する方
 - イ 三大都市圏内の一部条件不利地域、若しくは政令都市で一部条件不利地域のうち、「条件不利区域」以外に住所を有する方
 - ウ 三大都市圏外の都市地域、政令都市に住所を有する方
 - エ 三大都市圏外の一部条件不利地域、若しくは政令都市で一部条件不利地域のうち、「条件不利区域」以外に住所を有する方

※現住所が該当するか不明な際はお問い合わせください。

- （2）概ね20歳以上40歳以下の方（性別・既婚・未婚は問いません。）
- （3）採用後に本市へ住所を移動させ、定住することができる方
- （4）農業に対する関心が高く、任期終了後就農する意欲のある方
- （5）心身ともに健康であり、誠実に職務を行うことができる方
- （6）地域活性化に関心があり、地域と協調する意思があり、積極的にコミュニケーションをとっていける方
- （7）普通自動車免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方
- （8）パソコンの一般的な操作（ワード、エクセル等）ができる方

5. 任用形態

隊員は、北見市非常勤嘱託職員取扱規程（平成23年3月29日訓令第8号）第1条に定める嘱託職員とします。

6. 任用期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日。

任用期間は任用された日から1年以内とし、最長2年まで延長することができます。

（最長：平成32年3月31日まで。）

7. 勤務日及び勤務時間

- (1) 勤務日 原則月曜日から金曜日の内の週4～5日間
※季節や業務内容等により変動する場合があります。
- (2) 休日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- (3) 勤務時間 8時45分～17時30分のうち、指定する時間（1週29時間勤務）
※活動内容によって、勤務時間が変更となる場合があります。

8. 報酬（平成29年4月1日～）

月額 178,200円（社会保険等の自己負担分含む）

※その他、特別報酬が支給されます。

- ・通勤手当～通勤手段及び通勤距離に応じ支給
- ・期末手当～6月：月額報酬の額に100分の50を乗じて得た額を支給
12月：月額報酬の額に100分の100を乗じて得た額を支給

9. 待遇及び福利厚生等

- (1) 社会保険等に加入します。（健康保険、年金保険、雇用保険）
- (2) 任用期間中は、市が用意する住宅に入居していただくことを基本とします。なお、家具などの日常生活用品、家賃、光熱費、通信費、自治会費等は自己負担となります。
- (3) 活動に必要となるパソコン等の機器については、市が貸与いたします。ただし、活動場所のみでの使用とし、自宅等への持ち帰りは認められません。
- (4) 活動に必要となる車両については、市が用意いたします。
- (5) 北見市に至るまでの交通費、また引っ越し費用については自己負担となります。
- (6) 起業に向けて必要となる研修・資格取得等に要する経費については市が負担いたします。
- (7) その他、活動に必要となるものは市が予算の範囲内において用意いたします。
- (8) 休暇日で業務に支障がなければ、兼業を認める場合があります。
（届出と許可が必要です。）

10. 申込手続き

- (1) 申込受付期間
平成29年11月27日（月）～平成30年2月2日（金）まで〈必着〉
- (2) 提出書類
 - ◇北見市地域おこし協力隊申込書
※北見市のHPよりダウンロードし、印刷していただくか、下記のお問い合わせ先へご連絡していただければ郵送いたします。
 - ◇住民票の抄本（申し込み時点のもの）
 - ◇普通自動車運転免許証の写し（両面）
- (3) 申込方法
北見市地域おこし協力隊申込書に必要事項を記入し、封書には「北見市地域おこし協力隊申込書在中」と明記し、申込・問合せ先②まで郵送、若しくは持参してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

(4) 申込・お問い合わせ先

☆北見市への移住・定住、北見市における地域おこし協力隊制度については、①

〒090-8501 北海道北見市北2条東1丁目11番地 北見市役所企画財政部企画政策課

TEL：0157-25-1103

FAX：0157-24-1101

E-mail：kikaku@city.kitami.lg.jp

☆募集内容・活動内容に関することについては、②

〒099-2192 北海道北見市端野町二区471番地1 北見市端野総合支所産業課農務係

TEL：0157-56-4003

FAX：0157-56-2923

E-mail：ta.sangyo@city.kitami.lg.jp

担当：林（はやし）・早川（はやかわ）

1.1. 選考方法

(1) 第一次選考

申込書をもとに書類選考し、平成30年2月上旬に選考結果を応募者全員に通知いたします。

(2) 第二次選考

第一次選考合格者を対象に面接を行います。日時は平成30年2月中旬を予定しています。詳細は第一次選考結果を通知する際にお知らせいたします。

会場は東京都内、札幌市、北見市のいずれかを予定しています。

（申し込み状況により二次選考会場を選定いたします。）

(3) 最終選考結果の通知

最終選考結果は、平成30年2月下旬（予定）に、選考結果を第二次選考対象者全員に通知いたします。

(4) その他

申込にかかる費用（書類申請、面接に伴う交通費等）は全て応募者の自己負担となります。

1.2. その他

(1) 北見市への転入の手続きは、必ず採用決定後に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり、採用の取り消しとなることがあります。

(2) 日常生活や通勤手段として、自家用車の持ち込みをお勧めします。

(3) 選考の経過や結果についてのお問い合わせには応じられませんので予めご了承ください。

(4) 提出された個人情報については本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。

(5) 応募人数の多少にかかわらず、採用しない場合もあります。

(6) その他不明な点は申し込み・問合せ先までお問い合わせください。